

論 説

放送コンテンツのネット配信における法的な対応

放送大学教養部教授 児玉 晴男

1. はじめに

放送とネット同時配信は、規制改革推進会議で議論され、情報通信審議会は、放送番組をインターネットで同時に配信するネット同時配信の検討を行い、「最終答申」を出している(注1)。そして、日本放送協会(NIPPON HOSO KYOKAI : NHK)の放送番組を放送と同時にインターネットに流す常時同時配信を可能にする改正放送法が成立している(注2)。合わせて、放送法の改正は民放にも放送のネット同時配信への参入を促すことになり、民放キー局5局は2020年秋以降にネット同時配信へとなる。ただし、2020年3月からのNHKのサービス提供は、放送とネット常時同時配信ではなく、ネット同時配信には時間の制約が設けられている。また、NHKの同時配信は、番組の放送中でも、最初から視聴できる追いかけ機能が設けられ、いわゆる追いかけ視聴が可能である。ここに、放送とネット同時配信は、放送コンテンツの多様なネット配信のパターンが含まれる。

放送法の改正は、放送のネット同時配信の公衆送信(注3)との関わりと放送事業者の権利のあり方を規定するものではない。総務省の情報通信審議会の「最終答申」では、放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方として、「モバイル端末・PC向けのネット配信」と「放送事業者による同時配信に関する権利処理」が検討されている。放送コンテンツは、TV番組とラジオ番組の内容としてのコンテンツになる。ここで、コンテンツは、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」2条1項に定義されており、映画と音楽などでデジタルコンテンツになる(注4)。また、放送コンテンツは、映画の著作物であり、聴覚著作物を含む視聴覚著作物である。なお、放送コンテンツのネット配信は、公衆送信との関係において、放送と通信の融合において、国際的にも、国内的にも、明確になっていない。放送と通信の融合の観点とは、放送コンテンツのネット配信に向けた放送法と電気通信法との融合による情報通信法(仮称)の試みをいい、放送のネット配信における著作権法の公衆送信の規定との整合をはかることを指向する(注5)。

放送コンテンツのネット配信は、「放送機関の保護に関する世界知的所有権機関条約」(以下、「放送新条約」と略記する)と放送と通信の融合の観点からの「情報通信法(仮称)」における検討に関連づけられる。放送新条約では、放送コンテンツのネット配信がウェブキャスティング(webcasting)(注6)とされ、それに関わる事業者や権利に関する検討が含まれ

ている。「放送新条約」が検討段階にあることから、NHKの放送とネット同時配信は、著作権法における公衆送信との関連づけに関する法整備や放送新条約の公布のないままに、2020年度にサービスが開始されていることになる。なお、放送コンテンツのネット配信の課題は、放送大学学園（The Open University of Japan Foundation : OUJF）（注7）が制作・著作する放送授業（TV、ラジオ）とオンライン授業のネット配信にも想定できる。しかも、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大は、大学のオンライン授業を普及させており、授業目的公衆送信補償金制度（著作権法35条2項）の前倒し施行など、公衆送信とオンライン授業のネット配信の関係は、目下の重要事項でもある（注8）。

放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方の検討の前に、放送コンテンツのネット配信がウェブキャストとすれば、そのストリーミングかオンデマンドかまたはその両者かの形態かということとそれに関与する事業者の明確化が必要なはずである。そして、権利処理の検討の前に、著作権法における公衆送信における放送と自動公衆送信（注9）との対応関係が求められ、ウェブキャスト機関（以下、「ウェブキャスト事業者」とよぶ。）（注10）は放送事業者に限定されるものではなく、たとえ放送事業者としても著作隣接権者に限られるものでもない。本稿は、放送コンテンツのネット配信の展開の観点から、NHKとOUJF・放送大学（The Open University of Japan : OUJ）における関係をもとに、日英中韓の公共放送とオープン大学の放送とネット配信の状況も踏まえて、ウェブキャストと公衆送信との関係および放送コンテンツのネット配信に関与する者に関して著作隣接権者等の法的な関係について考察する。

2. 課題の設定

放送コンテンツのネット配信における国際的な対応としては、放送機関に関する国際条約との関係がある。放送機関は1961年「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（以下、「ローマ条約」と略記する。）で取り決めがなされており、それを継受する1996年12月20日にジュネーヴで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」（World Intellectual Property Organization Performances and Phonograms Treaty : WPPT）がある。しかし、WPPTでは放送機関が外されており、放送機関は「放送新条約」で検討されることになっている。

2. 1 放送コンテンツのネット配信の形態に関する法的な課題

「最終答申」の放送コンテンツのネット配信の形態に関しては、「スマートテレビ向け4Kコンテンツの配信」において、ユニキャスト、ハイブリッドキャスト、マルチキャストの形態のモバイル端末・PC向けのネット配信の形態が想定されている（注11）。「放送新条約」の議論の論点の中に、ウェブキャストの保護の当否がある。世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization : WIPO）では、1998年11月以降、著作権等常設委員会（The WIPO Standing Committee on Copyright and Related Rights : SCCR）に

において、各国の提案を踏まえながらインターネット時代に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われている。これまでに、何度か外交会議の開催について提案されてはいるものの、一部の途上国の慎重な姿勢や、各国の意見の隔たりにより、2007年には、条約採択のための外交会議の開催が提案されたものの、合意に至っていない。

また、放送コンテンツのネット配信における国内的な対応としては、著作権法の公衆送信権の自動公衆送信とウェブキャストとの対応関係がある。我が国の著作権法では、著作隣接権を同時送信の放送と有線放送に対してのみ付与している。したがって、視聴者のアクセスに応じて個別に送信するウェブキャストを条約の保護の主体とするかどうかに対する検討が必要になる。すなわち、ウェブキャストは、ストリーミングなのかオンデマンドなのか、それともストリーミングとオンデマンドの両者なのかのとらえ方の違いがある。ウェブキャストは、ストリーミングとすると放送と有線放送と同じ形態になり、オンデマンドとすると自動公衆送信となる。ウェブキャストがストリーミングとオンデマンドであるとすると、ウェブキャストは、同時送信と自動公衆送信とを兼ね備えていなければならない。もっとも、放送とネット同時配信が放送コンテンツの再放送であれば、同時送信と自動公衆送信とが仮想的ではあるが並存している。ライブ中継の放送とネット同時配信以外は、オンデマンドの対象になる。また、ウェブキャストがオンデマンドで自動公衆送信の場合以外は、現状では放送法との関連が問われてくる。したがって、ウェブキャストの法的関係を総合的に勘案して、放送コンテンツが制作・著作されなければならない。

放送と通信の融合の観点からは、放送法4条の適用の有無によって、放送か通信かの判断は分かれる。放送番組のネット配信といっても、例えばNHKの教育番組であると、それにはテキストがある。テキストは、放送法4条の適用は問われないかもしれないが、放送番組とテキストは、内容で全体的または部分的に同様な内容を含む。その観点から言えば、テキストに関しても放送法4条の適用を想定した制作・著作が求められる。OUJFの放送授業と印刷教材もNHKの放送番組とテキストと同様な関係にある。放送と通信の融合の観点から言えば、放送コンテンツの提供がストリーミングかオンデマンドかの峻別が求められる。放送コンテンツの放送（TVとラジオ）ではストリーミング形式での提供となり、放送コンテンツのネット配信がオンデマンド形式の提供といえる。

放送とネット同時配信といっても、放送とネット配信のあらゆる形態の検討が必要である。その検討のもとに、ネット配信のウェブキャストとの対応関係が求められる。そして、ネット配信の放送と自動公衆送信との対応や放送と通信の融合に関する国際条約や情報通信法制が未整備であるとしても、法的な対応は想定できる。それは、ネット放送、ウェブキャスト、それに情報通信法制における検討から見いだせよう。放送とネット同時配信に関する法的な対応は、放送と通信の融合から、放送コンテンツのウェブキャストの公衆送信との著作権法との整合の関係を明確にすることに求められる。

2. 2 放送コンテンツのネット配信に寄与する者と権利処理に関する法的な課題

放送コンテンツのネット配信は、「モバイル端末・PC 向けのネット配信」では放送事業者、通信事業者、CDN（コンテンツデリバリネットワーク：content delivery network）事業者との連携が指摘されている(注 12)。「最終答申」の放送コンテンツのネット配信の権利処理に関しては、「放送事業者による同時配信に関する権利処理」において、放送事業者による同時配信に関する権利処理(注 13)と放送コンテンツの適正な製作取引の推進(注 14)が挙げられている。それらは、著作隣接権者である放送事業者の観点によっている。

我が国の著作権法は、公衆送信（放送、有線放送、自動公衆送信（送信可能化））を行う事業者のうち、放送事業者と有線放送事業者には著作隣接権を付与している。しかし、想定される自動公衆送信事業者には、著作隣接権の付与はない。したがって、放送コンテンツの公衆送信の関係では、事業者の対応関係は明確ではない。放送コンテンツのネット配信に関する法的な課題は、そもそも公衆送信の形態、すなわち放送と自動公衆送信との同時配信を想定したときの法的な対応の方向性さえも国際的に了解されていないことにある。

放送事業者は、放送コンテンツの著作隣接権者としての権利処理に限定されるものではない。例えば放送事業者の権利侵害については、著作権か著作隣接権かで判断に違いが生じたケースに、テレビ番組の海外転送サービスの著作権等侵害事件がある。日本のテレビ番組ネット配信の実態をインターネット経由で海外に転送するサービスが著作権を侵害するかどうかで争われた訴訟で、最高裁は転送サービス業者側の上告を退け、原審の知財高裁に破棄差戻している(注 15) (注 16)。知財高裁は2件とも放送事業者への著作権侵害を認める判断を下している(注 17) (注 18)。その著作権は、放送事業者が著作権者の場合は複製権（著作権法 21 条）と公衆送信権等（同法 23 条）になり、それに対応する関係で放送事業者が著作隣接権者の場合は複製権（同法 98 条）と再放送権及び有線放送権（同法 99 条）および送信可能化権（同法 99 条の 2）に対応する。後者は、前者の複製権と公衆送信権等の中抜きした性質を持つ。放送事業者は職務上作成される著作物（放送コンテンツ）の著作者となりうるし、放送コンテンツの著作権が放送事業者に帰属する関係にもある。放送事業者は、著作隣接権者だけでなく、著作者と著作権者の観点からの権利処理を要する。また、想定される自動公衆送信事業者は、ネット配信がオンデマンドであるならば、ウェブキャスティング事業者と同じになる。ネット配信の実態がストリーミングとオンデマンドとに関連づけられれば、自動公衆送信事業者はウェブキャスティング事業者に含まれる。そのとき、ウェブキャスティング事業者は、放送事業者と有線放送事業者と同様の著作隣接権者または著作者および著作権者の観点からの権利処理に関与することになる。もしウェブキャスティング事業者が著作隣接権者でないとしたら、それらの者は著作者や著作権者の観点からの権利処理に関与することになる。ウェブキャスティング事業者が出版者のような著作者や著作権者でない場合は、著作者と著作権者との関わりから、物権的な出版権（複製権と公衆送信権等）の設定によるか、債権的な著作物の利用の許諾による権利処理の対応が考えられる。いずれにしても、放送コンテンツのネット配信に関わる者は、著作者や著作権者の

観点からの権利処理の検討が必要である。

3. 放送コンテンツのネット配信に関する法的な対応

放送コンテンツのネット配信の観点から、IP マルチキャスト放送の対応、「放送新条約」の検討経緯、「情報通信法（仮称）」の制度設計等から再考する。放送とネット同時配信において放送コンテンツの視聴形式は全く同じというわけではない。そこでは、放送コンテンツの放送とネット配信で、著作権処理との関連で違いがある。

3. 1 放送コンテンツのネット配信の形態

放送コンテンツの公衆送信、すなわち放送、自動公衆送信またはそれら以外の想定される形態、例えばオンデマンドの自動公衆送信に対するストリーミングの他動公衆送信とよぶべき形態によって、放送コンテンツがネット配信される。それらは、著作権法上の位置づけに違いがあり、また放送機関との関わりを検討の中において未確定な状況にある。ここで、放送コンテンツのネット配信は、無体物の著作物（放送コンテンツ）を有形的な媒体に固定して伝達する行為になる。

3. 1. 1 IP マルチキャスト放送

放送に関する規定は、著作権法では、放送コンテンツは、コンテンツ（著作物）に対するものではなく、コンテンツ（著作物）の伝達に関するものになる。ローマ条約に、放送の定義の規定がある。放送とは公衆によって受信されることを目的とする無線による音の送信または映像および音の送信をいい、再放送とは放送機関が他の放送機関の放送を同時に放送することをいう（ローマ条約3条(f)、(g)）。そして、ローマ条約を継受するデジタル化・ネットワーク化を始めとする情報関連技術の発達に対応する WPPT がある。しかし、WPPT は、著作物の伝達に関するものではあるが、ローマ条約と異なり、放送機関の規定が欠落している。

ブロードバンド放送の利用方式には、ダウンロード方式、ストリーミング方式、オンデマンド方式がある。ブロードバンド放送のサービスである家庭のテレビで見る有料の通信回線を用いた放送サービスに、IP マルチキャスト放送がある。IP マルチキャスト放送は、電気通信役務利用放送の「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部または一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」（注 19）の一形態である。放送と通信の融合からの IP マルチキャスト放送は、著作権法上の自動公衆送信の位置づけといえる面があり、番組の放送に当たっては権利者の許諾を求める範囲が再許諾を得る必要のない有線放送に比べて広がっている。しかし、著作権法上、IP マルチキャスト放送は、有線という観点から、有線放送と同様の取扱いとされた経緯がある（注 20）。

インターネット放送（IP（Internet Protocol）マルチキャスト放送）に関する検討が行わ

れ、IP マルチキャスト放送は自動公衆送信になる(注 21)。そして、IP マルチキャスト放送は、有線放送を援用して公衆送信に加えることが提案されている(注 22)。なお、IP マルチキャスト放送の権利処理をストリーミングの有線放送の権利処理を類推適用するとしても、IP マルチキャスト放送のオンデマンドの権利処理をどう扱うかの法的課題は未整備のまま運用されていることになる。IP マルチキャスト放送が国際条約上において明らかになっていない中で、「放送新条約」のウェブキャストリングに関する検討が必要になっている。

3. 1. 2 ウェブキャストリング

インターネット放送は、ストリーミング形式とオンデマンド形式に分かれるが、またダウンロード形式がある。放送コンテンツのネット放送がウェブキャストリングとされる時、「放送新条約」においてウェブキャストリングは、ストリーミングとオンデマンドの検討対象であるが、ダウンロードとの関係も考慮される対象になる。

WIPO では、1998 年 11 月以降著作権等常設委員会 (SCCR) において、各国の提案を踏まえながらインターネット時代に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われている。これまでに、何度か外交会議の開催について提案されてはいるものの、一部の途上国の慎重な姿勢や、各国の意見の隔たりにより、2007 年には、条約採択のための外交会議の開催が提案されたものの、合意に至っていない(注 23)。「放送新条約」の議論となっている主な論点として、保護の対象としてのウェブキャストリングの保護の当否(放送機関の保護に関する条約ベーシックプロポーザル案 2 条、3 条)の他に、利用可能化権の付与に当たっての固定物・非固定物の取り扱い(同案 12 条)、再送信権の付与に関する同期・非同期の再送信の保護(同案 6 条、11 条)、禁止権の取り扱い(同案 9 条、10 条、11 条、12 条)、送信前信号の保護(同案 13 条)がある。

ウェブキャストリングに関するこれまでの議論では、欧米からそれぞれ提案がなされている(注 24)。米国は、海賊版対策の必要性から「ウェブキャストリング(インターネット放送)を行う者を放送条約の主体として位置づけるべきである。」と主張する(注 25)。また、EU は、「放送機関が放送と同時にネット上でウェブキャストリングを行う場合には本条約の保護の対象とすべきである。」と主張してきている(注 26)。これに対し、我が国をはじめとする大部分の国は、「ウェブキャストリングは現在まだ実態も事業形態も明確ではないことから、本条約の対象とすることは時期尚早である。」と主張してきた経緯がある(注 27)。

我が国の著作権法では、著作隣接権を同時送信の放送と有線放送に対してのみ付与していることから、ネット同時配信において自動公衆送信は適合しないことになる。放送と有線放送はストリーミングになり、自動公衆送信はオンデマンドであることから、ネット同時配信がストリーミングとオンデマンドとどのような関係になるかが疑問になる。したがって、我が国は放送新条約の動向を考慮して、ウェブキャストリングが放送と自動公衆送信との両者の関連性を見いだす必要がある。

3. 1. 3 放送と通信の融合のネット配信

高度情報通信社会において、情報通信インフラの構築の進展と伝送路の融合、デジタル・IP による技術革新による伝送路の融合がすすめられる。そこでは、メディアごとの物理的特性によって市場や利用形態が限定される「縦割り構造」からコンテンツとネットワークの自由な組合せが可能な「横割り型」のレイヤー構造への対応が必要になる。通信・放送の在り方に関する懇談会は、基幹放送の概念の維持や放送規律の確保等を前提に、新たな事業形態の事業者が多様なサービスを提供できるよう、伝送・プラットフォーム・コンテンツといったレイヤー区分に対応した法体系とすべきと提言している(注 28)。情報通信法構想は、伝送インフラとコンテンツの規制を分離した「ハード・ソフト分離型」の制度である(注 29)。放送コンテンツの制作・著作とそのネット配信は、別の組織でもよいことになる。

「情報通信法(仮称)」の具体的制度設計としては、可能な限り速やかに情報通信審議会に諮問するなど、総務省は新たな法体系の具体像について更なる検討の場を設けるべきであるとしている。そして、将来的課題として、著作権制度などの既存法制についても、関係府省が連携して、包括的なユビキタスネット法制として再設計する可能性について議論すべきとする(注 30)。その著作権制度の内容が「最終答申」の放送事業者の著作隣接権の検討内容であるとする、それは不十分といわざるをえない。

我が国において、通信は電気通信事業法に基づいており、放送法に基づき番組(コンテンツ)を公衆送信するのが放送である。ところが、ネット環境では、放送と通信とは不可分といえる状況にあり、放送と通信の融合がいわれる。電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または影像を送り、伝え、または受けることをいう(電気通信事業法 2 条 1 項)。放送事業者は、国内放送および内外放送(国内放送等)の放送番組の編集にあたっては、公安および善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実をまげないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることによらなければならない(放送法 4 条 1 項)。

したがって、放送コンテンツは、放送と通信の融合のネット配信においては、放送法 4 条に準拠したものでなければならない。「情報通信法(仮称)」は、現状では放送しか該当するものがないことを踏まえ、放送の概念の範囲にとどめることになる。しかし、放送されることを前提としないコンテンツにおいても、放送コンテンツのネット配信においては、放送法 4 条が削除されない限り、同様なことがいえる。そして、情報通信法制における放送においては、著作物の伝達に関するものと著作物自体の内容にも関わりを持ってくる(注 31)。

3. 2 アプリによるネット配信

NHK 常時同時配信は、見逃し番組配信も行う。そこで、NHK の配信番組は、パソコン、スマートフォン、タブレットといったネットに接続した端末で、ホームページ(HP)や専用のアプリ(NHK プラス アプリ)を使って閲覧する。放送コンテンツは、ダウンロードしたアプリによるネット配信の形態になる。

筆者らは、放送授業（TV 授業とラジオ授業）と印刷教材とのメディアミックス・コンテンツの観点からウェブキャスティングコンテンツの開発を行っている(注 32)。本コンセプトは、放送コンテンツとアプリとを分離する。その経緯の中で、TV 授業と印刷教材（テキスト情報）とを連携したものがあり、ラジオ授業の聴覚情報に視覚情報の台本（テキスト情報）等を付加して視聴覚化したものがある。上記の開発例をスマホアプリ活用によってウェブサーバに置かれたコンテンツの公衆送信へ展開したものがウェブキャスティングコンテンツ開発のコンセプトになる。なお、上記の開発例のコンテンツはダウンロード形式によるオンデマンド形式の提供であり、その視聴はストリーミング形式になる。ウェブキャスティングは、ストリーミングとオンデマンドの両者の形式であることを前提にする。

放送と通信の融合の観点からいえば、コンテンツの提供がストリーミングかオンデマンドかによる受講の峻別が求められる。コンテンツの放送（TV とラジオ）ではストリーミング形式での提供となり、コンテンツのネット配信がオンデマンド形式の提供といえる。しかし、上記の開発例のコンテンツはダウンロード形式によるオンデマンド形式の提供であり、その受講はストリーミング形式になるといってよいかもしれない。ネット配信が自動公衆送信であれば、OUJ における教育に必要な放送以外の放送を行うことはできないことから、OUJ 講義のネット配信は、放送と通信の融合の観点、そしてネット配信をウェブキャスティングに位置づけるものでなければならない。

OUJ 講義では、現在、オンライン授業のネット配信は TV 授業とラジオ授業の放送とは分けられているが、TV 授業とラジオ授業はネット配信もされている。ウェブキャスティングコンテンツは、放送番組のコンテンツのネット配信のコンテンツとの同一性が前提になる(注 33)。したがって、TV 授業とラジオ授業およびオンライン授業の制作・著作は、シームレスな関係にある。なお、放送とネット配信では、地上波で放送しているものだけ流していくことが本来の形であるが、同じ視聴覚の表示の状態ではない(注 34)。それは、放送コンテンツの映像をネットで利用するにあたり、出演者側などとの権利に関わる。放送コンテンツは、リアルタイムの権利管理が求められる(注 35)。これは、書籍と電子書籍でも同様である。

4. 放送とネット同時配信の展開事例

放送とネット同時配信であっても、その放送コンテンツがライブによる放送番組とは限らない。再放送のネット同時配信、ネットライブ配信の同時放送、オンデマンドの放送コンテンツのネット同時配信などの展開が考えられる。放送とネット同時配信の展開事例は、例えば公共放送とオープン大学との関係に見いだせる。

4. 1 我が国の公共放送と OUJF における放送とネット同時配信の展開に関する法的な関係

NHK と OUJF とは、OUJ の放送授業の制作・著作に関して関わりがある。それは、NHK

の OUIF の TV 授業の収録に関するものであり、また NHK の放送番組の放送コンテンツとしての一部利用である。OUIF は、放送法に規定される放送事業者であり(注 36)、放送大学学園法に基づく特別な学校法人であり、テレビ・ラジオチャンネルの OUI を運営する(注 37)。

OUI 講義以外の大学講義は、放送授業に位置づけられない。また、大学講義のネット配信が自動公衆送信であるとすれば、それは著作権法上の位置づけが公衆送信のカテゴリーの放送と有線放送との関連からは明確ではない。すなわち、大学講義をネット配信する機関である大学は、自動公衆送信に対する著作権者といえるし、また自動公衆送信事業者となりえる。ただし、現状では、公衆送信に放送と有線放送とともに自動公衆送信が規定されているが、放送事業者と有線放送事業者とは異なり、自動公衆送信事業者の規定がないことから、著作隣接権者とはいえず、自動公衆送信事業者の権利の規定もない(注 38)。他方、放送事業者である OUIF は、放送法に準拠する限り、OUI における教育に必要な放送以外の放送を行うことはできない(放送大学学園法 4 条 2 項)。OUI における教育に必要な放送される OUI 講義(TV 授業とラジオ授業)は、オンデマンドでネット配信される。また、OUI における教育には、オンライン授業のネット配信がある。OUI 講義が放送事業者である OUIF で制作・著作されていることから、放送とネット配信との公衆送信との関わりの検討が必要になる。

ところで、OUI 講義は、OUIF を通じて TV とラジオ、ネット配信される。また、ひかり TV で BS キャンパス ex (BS231ch)、BS キャンパス on (BS232ch) (BS デジタル放送)が再放送される。ネット配信される大学講義は、一般の大学では放送とは無関係であるが、OUI 講義では放送とネット同時配信の対象になる。なお、OUI 講義は、OUI 教員だけで制作・著作されるものではなく、多くが他大学の教員により制作・著作されている。一般大学とその教員による大学講義は、ネット配信であっても、放送事業者である OUIF のプラットフォームで放送される対象にもなりうる。さらに、大学講義のネット配信がウェブキャストイングになるのであれば、放送と通信の融合の観点が必要になる。

放送とネット同時配信は、無体物の著作物を有形的な媒体に固定または固定を擬制して伝達する行為になる。その行為は、放送機関との関わりの検討の中において未確定な状況にある。しかし、たとえウェブキャストイングの国際条約や国内法が未整備の状況であるとしても、放送とネット同時配信の現行制度の中において検討は可能である。それは、放送と通信の融合の観点から、IP マルチキャスト放送の法的な対応、「放送新条約」、「情報通信法(仮称)」などの再考が起点になる。

4. 2 諸外国の公共放送とオープン大学の放送とネット配信に関する法的な関係

OUI は、オープン大学であり、英国のオープン大学(The Open University : OU) (注 39)を範とし、中国と韓国にもそれぞれ国家開放大学(Open University of China : OUC) (注 40)と韓国放送通信大学(Korea National Open University : KNOU) (注 41)がある。

それら各国のオープン大学も、公共放送の英国放送協会（British Broadcasting Corporation : BBC）、中国中央電視台（China Central Television : CCTV）、韓国放送公社（Korean Broadcasting System : KBS）と直接的・間接的に連携して放送授業の制作・著作やそれを放送し、また各大学のプラットフォームでネット配信している。公共放送とオープン大学は、放送とネット同時配信で放送事業者の観点から同じ法的な関係がある。なお、著作権法には大陸法系と英米法系の二つの法理があり、前者が日本・中国・韓国になり、後者が英国になる。その二つの法理で放送は、大陸法系では著作隣接権のカテゴリーであり、英米法系では著作権のカテゴリーになる。

4. 2. 1 OUの放送とネット配信に関する法的な関係

OUのプログラムは、TV、ラジオ、オンライン（オンデマンド）で公開する(注42)。BBCとのOUの独自の教育パートナーシップは、テレビ、ラジオ、デジタルチャンネルとプラットフォーム全体でコンテンツを提供する。BBC iPlayer(注43) 経由で英国内ではテレビ、ラジオともにライブストリーミングおよび過去7日間(注44)の見逃し視聴が可能となっている。インターネット/オンデマンド放送に関しては、BBCのインターネットテレビチャンネルBBC Three(注45)で提供されている(注46)。BBCのラジオ放送は、ほぼすべての局の番組は、各局のホームページからBBC iPlayerを通じてリアルタイム配信されており、放送を終えた番組も期間限定で後追い聴取・再聴取が可能である。

英国では、放送とは、公衆の構成員による同時受信のために送信され、かつ、それらの者が適法に受信することができるもの、公衆の構成員への提供のために送信を行う者のみが決定する時間に送信されるもので、視覚的影像、音その他の情報の電信的送信をいう（英国著作権法6条(1)）。そして、放送の定義に無線放送・有線放送の他、インターネット送信のうち、インターネットとそれ以外の手段で同時に行われる送信、ライブイベントの同時送信等を含めている（同法6条(1A)）。IPマルチキャスト放送を含めたインターネットによる同時再送信は、放送に該当するため、英国著作権法では伝統的な有線放送による同時再送信とインターネットによる同時再送信を同等に扱っていることになる。また、放送と通信の規制の統合を目指して2003年通信法（Communication Act 2003）が施行され、電子通信の伝送部分を電子通信ネットワークとし、インターネット、地上波、衛星、ケーブルテレビなどのすべての伝送路を包含している(注47)。

4. 2. 2 OUCの放送とネット配信に関する法的な関係

OUCの教育ビデオ学習リソースは、デジタル学習リソースセンターが提供するプラットフォームを利用して提供される。同時に、無料の教育ビデオ学習リソースは、中国の国営教育専門テレビ局の一つの中国教育電視台（China Education Television : CETV）第2チャンネル（「RTVU 教室」チャンネル）とRTVU オンライン学習プラットフォームの「オープン教室」セクションを通じて一般に提供される。そして、教育ビデオリソースが公共放送

で提供されている。

中国では、放送(注 48)は、無線方式によって著作物を公開放送または伝達し、また有線方式による伝達または中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送することである(中国著作権法 10 条 1 項 11 号)。そして、情報ネットワーク伝達(注 49)は、有線または無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにすることになる(同法 10 条 1 項 12 号)。中国のテレビ放送関係法は、個別の法律はなく、基本的な法律は著作権法になり、行政法規と政策的な公文書が関与する(注 50)。

4. 2. 3 KNOU の放送とネット配信に関する法的な関係

KNOU は、1992 年 9 月 2 日に OUN を開局する。KNOU の授業は、OUN を通じた TV 講義、韓国教育放送公社(Korean Educational Broadcasting System : EBS)(注 51)の EBS FM によるラジオ講義、ネット配信による授業によって行われる。KNOU の授業内容は、TV 講義とラジオ講義およびネット配信による講義ならびに韓国放送通信大学校出版会が発行する印刷教材の相互の連関による。

韓国では、公衆送信は、著作物等を公衆が受信する、または接近するようにする目的で無線または有線通信の方法により送信する、または利用に提供することである(韓国著作権法 2 条 1 項 7 号)。そして、放送は、公衆送信のうち公衆が同時に受信するようにする目的で音・映像または音と映像等を送信することである(同法 2 条 1 項 8 号)。韓国放送法は、サービスの特性に合わせて放送事業を大きく五つ(地上放送事業、有線放送事業、衛星放送事業、放送チャンネル使用事業、電光板放送など別途定められた放送事業)に分類し、マルチメディア放送の定義を設けている。マルチメディア放送は、「TV 放送、ラジオ放送、データ放送を複合的に送信する放送」である。

5. 放送コンテンツのネット配信における法的な対応

「放送新条約」が作成され、発効しなければ、放送コンテンツのネット配信のウェブキャストリングの形態のストリーミングとオンデマンドは、著作権法上で明確にはならない。しかも、ウェブキャストリングは、自動公衆送信との関連づけが求められる。また、放送と通信の融合の観点からいえば、放送コンテンツのネット配信がストリーミングかオンデマンドかによるかの峻別が求められる(注 52)。

また、放送コンテンツのネット配信に関与する者は、放送事業者が前提とされており、我が国では、自動公衆送信事業者と自動公衆送信事業者の権利は検討されていないし、さらにウェブキャストリング事業者とウェブキャストリングの権利は想定されてもいない。放送事業者と放送事業者の権利から推察すれば、自動公衆送信事業者は放送事業者・有線放送事業者との関係性があり、自動公衆送信事業者の権利は著作隣接権(複製権、公衆送信権等)になろう。

5. 1 放送コンテンツのネット配信の形態に関する法的な対応

放送コンテンツのネット配信のウェブキャッシングの形態のストリーミングとオンデマンドを公衆送信権等と関連づけるとき、ストリーミングとオンデマンドは自動公衆送信との関係からの対応が必要になる。放送コンテンツの自動公衆送信は、ストリーミングのTV番組をアーカイブし、それをインターネットでオンデマンドの配信形態になろう。しかし、放送とネット同時配信では、ウェブキャッシングは、オンデマンドではなく、ストリーミングになる。ところが、ウェブキャッシングは、ストリーミングでもオンデマンドでも、放送コンテンツのダウンロードが伴っている。ダウンロードは複製になり、ウェブキャッシングは複製と関連している。

また、ストリーミング・キャッシュは、静止画・テキストのデータ容量は多くの場合には少量であり、現状、主要なブラウザを用いてサイトを閲覧すれば、即時に当該コンピュータ内にキャッシュとして保存される。これはキャッシュであり、ダウンロードではないというのであれば、これを当該保存場所から別のフォルダに移動したらダウンロードとなるのかの適否がある。また、スクリーンショットの「海賊版サイト」のダウンロード行為の違法化の検討において、スクリーンショットを行わなくても、閲覧時点でローカルコンピュータ内に画像は保存される。ストリーミング・キャッシュとスクリーンショットは、送信可能化になりうるものであり、それも複製が伴っている。

ところで、放送コンテンツは、NHKでもOUJでも、放送番組のコンテンツと同一性・類似性のあるテキスト・印刷教材がセットになっているものがある。テキスト・印刷教材に関与するNHK出版と放送大学教育振興会という出版者は、著作権が関与する(注53)。著作権は、著作権の支分権の複製権と公衆送信権等を対象とする。複製権と公衆送信権等は、それぞれ書籍と電子書籍に対応づけられている。書籍と電子書籍に対応づける著作権(複製権と公衆送信権等)は、中国では著作隣接権のカテゴリーになる(注54)。

放送は、コンテンツ(著作物)を伝達する行為である。ネット配信は、自動公衆送信と関連する。出版は、複製と公衆送信が関与する。放送とネット配信では、共に複製が伴う。著作権の支分権の単純化を指向すれば、公衆送信権等(再放送権及び有線放送権と送信可能化権)は複製権に内包される(注55)。そうすると、著作権と関連権(著作権と著作隣接権)は、copyrightと整合す(注56)。

5. 2 放送コンテンツのネット配信に関与する者と権利処理に関する法的な対応

放送コンテンツのネット配信に関与する者は、著作隣接権者の放送事業者を前提とする。しかし、我が国の著作権法においては、著作隣接権者だけでなく著作権者と出版権者、さらに著作者も想定できる。また、大学教員の著作物(特に教材)について職務著作の議論になる可能性もあるが、難しい問題との見解がある(注57)。職務著作規定は、職務発明規定(特許法35条)との対応関係からいえば、職務上作成する著作物の著作者(著作権法15条)というよりも、著作物の利用の許諾(同法63条)と出版権の設定(同法79条)およ

び映画の著作物の著作権の帰属の規定（同法 29 条 1 項）（注 58）と対応づけられる。そうすると、放送大学学園では、OUJ 講義のコンテンツは、職務著作規定と推定できる規定がある（注 59）。したがって、放送コンテンツのネット配信に関与する者は、著作隣接権者、著作権者、出版権者、著作者になりうる。

5. 2. 1 放送コンテンツのネット配信に想定される放送事業者と権利処理

条約テキスト（Consolidated Text）（注 60）では、「放送機関」は「音もしくは映像もしくは映像および音またはこれらを表すものの公衆への送信ならびに送信のコンテンツの収集およびスケジューリングについて、主導し、かつ責任を有する法人」とあり、「法人」に限定されている。ローマ条約では、「放送」は定義されているが、「放送事業者」は定義されていない。

我が国では、著作権法に、「放送事業者」とは「放送を業として行う者」（著作権法 2 条 1 項 9 号）とあり、業として反復継続性があれば法人に限らず対象となるため、放送の保護の主体を法人に限ることについては検討が必要となる。実態としては、放送を行うためには一定の投資が求められること、また、権利調整のためには権利者を特定する必要があること等から、条約上は条約の保護の主体を「法人」に限定しても問題ないと考えられる。

放送コンテンツが映画の著作物であり、放送事業者が映画製作者であるとする、放送事業者は、著作隣接権者、著作権者、著作者の三つの観点からの権利処理が想定される。さらに、放送コンテンツのネット配信のウェブキャストイングに関与する者は、放送事業者を起点にして、ウェブキャストイング事業者が検討されなければならない。

（1）著作隣接権者としての放送事業者

放送を業として行う者である放送事業者は、著作隣接権者である。放送事業者の権利としての著作隣接権は、複製権、放送権および再有線放送権、送信可能化権、有線テレビジョン放送の伝達権が例示される（著作権法 98 条～100 条）。著作隣接権者としての放送事業者が関与する権利処理の著作権と著作隣接権に関しては、「最終答申」で検討されている内容に特に付加すべきことはない。放送事業者は、放送コンテンツの著作者人格権と実演家人格権の対応も求められる。

（2）著作権者としての放送事業者

放送コンテンツ（映画の著作物）の著作権が放送事業者へ帰属することがある（著作権法 29 条 2 項）。映画の著作物は、視聴覚著作物と置き換えてもよい。なぜならば、それは、映画の著作物だけに頒布権が認められ、頒布権は消尽しないとされてきたが、最高裁の判例で消尽しうることになり（注 61）、映画の著作物と頒布権に特別の意味が消滅しているからである。なお、放送事業者へ帰属する著作権は、放送事業者の権利の著作隣接権で例示される著作権の支分権と共通する複製権（著作権法 98 条）といってもよいだろう。

(3) 著作者としての放送事業者

放送事業者は、放送コンテンツの職務上作成する著作者になりうる。放送事業者は、著作者の権利を享有する。なお、放送コンテンツ（映画の著作物）の著作者は、映画の著作物の著作者として、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその放送コンテンツ（映画の著作物）の全体的形成に創作的に寄与した者でもある。ただし、放送コンテンツ（映画の著作物）の職務上作成する著作者と放送コンテンツ（映画の著作物）の著作者とは、二者択一の関係にある。

著作隣接権者としての放送事業者の権利処理は、著作者としての放送事業者の権利処理に内包される。著作権者としての放送事業者は、著作権に関する権利処理の対応になるが、著作隣接権者としての放送事業者の権利の対応と著作者としての放送事業者の著作者の権利との整合が求められる。なお、権利処理は、著作権法と著作権等管理事業法とが並存することがある。著作権等管理事業法における権利処理では、著作者人格権の権利処理は著作権法において放送事業者が対応することになる。なお、放送コンテンツ（映画の著作物）には俳優等の実演家が含まれるが、実演家の権利（実演家人格権と著作隣接権）の関係は我が国の著作権法において明確ではない。

5. 2. 2 放送コンテンツのネット配信に想定される者と権利処理

放送コンテンツのネット配信の事業者は、放送事業者になる。放送事業者に準ずる事業者は、有線放送事業者になりうる。放送事業者と有線放送事業者が放送コンテンツの放送と有線放送によるネット配信のケースになる。その延長で、放送事業者と有線放送事業者が自動公衆送信事業者またはウェブキャスト事業者とよびうる組織になろう。

自動公衆送信事業者は、公衆送信の中に、放送、有線放送、そして自動公衆送信が含まれていることから、今後、想定される著作隣接権者といえる。それは、インターネット放送に関与する者であり、放送事業者や有線放送事業者が兼ねることもできる。また、それら事業者を含む別な事業者が、視聴覚著作物のストリーミングとオンデマンドに関与する者として別に規定されてもよいだろう。それは、放送の有線と無線を超えた事業者といえる。

また、ウェブキャスト事業者は、放送とネット同時配信を想定して、ストリーミングとオンデマンドの両者の関係からとらえうる。「放送新条約」は、デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権関連条約の見直しの一部をなすものであり、他の著作隣接権とのバランスを確保するものである。「放送新条約」は不確定な状態にあり、ウェブキャストの定義とウェブキャスト事業者はデジュアリ標準として規定されうる。

インターネットが普及していったように、デファクト標準によってウェブキャストが明確化され、放送事業者と有線放送事業者および出版者の中から、またはデジタルカメラのように全くの異業種からの参入により自動公衆送信事業者またはウェブキャスト

グ事業者として認知される形態、放送コンテンツとよばれるものが放送・有線放送を基にするものではない者のネット配信の例として YouTuber（ユーチューバー）やネットTVとして既に現れているものも対象になってくる。

5. 3 テキスト・印刷教材コンテンツのネット配信に想定される者と権利処理

テキスト・印刷教材コンテンツがネット配信される内容と、放送番組・放送授業の台本の内容に同一性があれば、放送番組・放送授業の中でテキスト印刷教材コンテンツがネット配信されているのと同様なことが想定できる。そこで、テキスト・印刷教材と放送番組・放送授業との融合した放送コンテンツの制作・著作によるネット配信ということも想定できる。

著作権が公衆送信権等も対象になっていることから、例えばNHKとOUJのテキスト・印刷教材コンテンツのネット配信が想定できる。自動公衆送信がICTに関連する著作権法において最も新しい著作物を伝達する行為とすれば、出版は著作権法において最も古い著作物を伝達する行為になる。しかし、出版によるテキスト情報がネット配信されれば、それは公衆送信になる。出版行為は、我が国では複製権と公衆送信権等を対象とする著作権の設定（著作権法79条）となっているが、諸外国の中では著作隣接権の内容になっている（注62）。テキスト・印刷教材コンテンツのネット配信においては、著作権の設定と著作隣接権との調整が必要になる。

6. おわりに

放送コンテンツのネット配信をすすめる上で、その形態のストリーミングとオンデマンドが公衆送信とどのように対応づけられ、整合をとるかの法的な対応がある。著作権法における公衆送信は、無体物の著作物の送信において無線と有線および技術的に分けえないストリーミングとオンデマンドとの区別は不要なはずであり、ストリーミングとオンデマンドは共に放送コンテンツのダウンロードを伴う。ウェブキャストがアプリによってネット配信されるならば、ウェブキャストは、ストリーミングとオンデマンドを包含した公衆送信権等になり、公衆送信権等が複製権に統合化される。そして、放送と通信の融合の観点からは、放送とネット同時配信は、放送と自動公衆送信はウェブキャストとして情報通信に内包される関係になる。この想定は、TV番組をインターネットで同時に配信するネット同時配信の検討内容と同質のものになり、著作権制度の法整備の問題と情報通信制度の法整備や放送法改正の問題を検討するうえの前提になる。

放送コンテンツのネット配信をすすめる者は、放送事業者を前提に進められている。放送事業者は、我が国では著作隣接権者になる。しかし、放送コンテンツのネット配信に関わる者は、「放送新条約」の検討から、ウェブキャスト事業者が想定され、放送事業者が著作隣接権者に限定されるものでもない。しかも、我が国の著作権法で規定される放送事業者は、著作者になりうるし、著作権者にもなりうる。また、放送コンテンツは、著作物だけで構成されているわけではない。著作物の伝達行為の実演とレコード、その中には出版物も

含まれる。著作権等の帰属に関して、著作権の譲渡（著作権法 61 条）と著作隣接権の譲渡（同法 103 条で著作権法 61 条を準用）および出版権の譲渡（同法 87 条）、そして著作物の利用の許諾（同法 63 条）と実演・レコード・放送・有線放送の利用の許諾（同法 103 条で著作権法 63 条を準用）および出版権の目的である著作物の複製または公衆送信の許諾（同法 80 条 3 項）に規定がある。著作権と著作隣接権および出版権は、複製権で連携することができる。それは、著作隣接権の概念を有しない英米の **copyright** とも連携可能になる。そこで、複製権の帰属は、著作者人格権と実演家人格権との関係を考慮すると、複製権（著作物）の利用権の譲渡、複製権（著作物）の利用権の設定、複製権（著作物）の利用権の許諾、そして複製権管理といった関係になろう。ただし、上記の見解において欠落しているのが、実演・レコード・放送・有線放送の利用の設定のような物権的な権利の規定がないことと、実演家の権利の著作隣接権に複製権の例示がない点である。

放送コンテンツのネット配信の展開に関して、英中韓の公共放送とオープン大学の放送とネット配信の事例の検討からは、それら各国において、情報通信法制との対応からは整合が取りやすい状況にある。それに対して、我が国においては、放送と通信との整合がとりにくい状況のままにある。しかし、日英中韓の放送とネット配信におけるウェブキャストイングと放送・自動公衆送信との関連づけは見いだせない。それに対しては、本稿で検討してきたように、放送におけるストリーミングと自動公衆送信におけるオンデマンドは、アプリによるネット配信において、ともに放送コンテンツの複製によるダウンロードが前提になる。したがって、公衆送信の情報通信制度と著作権制度との融合の観点から、公衆送信は放送（有線と無線）およびウェブ放送（自動公衆送信（送信可能化）と他動公衆送信）とし、情報通信は複製と公衆送信（放送（有線と無線）とウェブ放送（自動と他動））とすればよいだろう。

なお、放送コンテンツのネット配信の展開において、放送コンテンツのアーカイブが必要になる。著作権の制限と著作隣接権の制限に放送事業者による一時的固定があり、放送事業者は、公衆送信権（同法 23 条 1 項）を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段または当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、または録画することができる（同法 44 条 1 項、102 条 1 項）。放送事業者が著作者と著作権者であるとき放送事業者による一時的固定は考慮しなくともよいが、放送事業者が著作隣接権者であるとき放送事業者による一時的固定を考慮することになる。すなわち、放送事業者が著作者と著作権者および著作隣接権者で、権利処理と権利の制限での対応が異なってくる。そのような法的な対応によって、放送コンテンツのネット配信を促進するための放送コンテンツのアーカイブの法整備が必要になる。

謝辞 本稿は、放送文化基金助成金「放送のインターネット同時配信における法的課題に関する研究」(2018 年度)(研究代表者：児玉晴男)およびの放送大学教育振興会助成「Web キャスティングコンテンツのマルチデバイスアプリ開発に関する研究」(2018-2020 年度)(研

究代表者：児玉晴男)の研究成果による。

(脚注)

- (注1) 情報通信審議会「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について」最終答申(2016年10月19日付け諮問第24号)(2018.8.23)
- (注2) 放送法の改正は、NHKがインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行うものである(矢部慎也・上原 仁「放送法の一部を改正する法律」情報通信政策研究3巻1号145~160頁(2019))。
- (注3) 公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信または有線電気通信の送信を行うことをいう(著作権法2条1項7号の2)。
- (注4) デジタルコンテンツの保護の検討が通商産業省(現在、経済産業省)で行われたとき、その検討のテーマにはデジタルコンテンツと表記され、その後、デジタルコンテンツからコンテンツへ表記が変更されている。それは、デジタルコンテンツは著作物として著作権法で保護され、著作物は無体物でアナログとデジタルの区分けを必要としないことから、あえてデジタルという表記を付ける必要がないことによるといえる。
- (注5) 放送とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法2条1号)の送信になり、通信は放送の包摂概念である。また、放送は公衆送信(著作権法2条1項第7号の2)に含まれる無線によるものであり(同法2条1項8号)、現行著作権法では放送コンテンツのネット配信では公衆送信に含まれる自動公衆送信(同法2条1項第9号の4)(送信可能化(同法2条1項第9号の5))の規定があるが、放送のネット同時配信の形態は公衆送信には含まれていない。
- (注6) ウェブキャストとは、公衆によって受信されることを目的とする有線又は無線によるコンピュータ・ネットワーク上の音、影像、若しくは、影像及び音、又は、それらを表したものの送信であり、実質的に同時に公衆によって利用可能な番組を搬送する信号によるものをいう(放送機関の保護に関する条約に対するウェブキャストに関する附属書案2条(a))。ウェブキャストが、ストリーミングかオンデマンドかの形態のいずれとするかの問題がある。
- (注7) 放送大学学園はその性質上、独立行政法人等に準じた対応が求められる放送事業者であり、放送大学は私立大学である。
- (注8) 授業目的公衆送信補償金制度は、小中高の義務教育・準義務教育において、著作権法32条の2の複製権に対する補償金制度とも連携することに意義がある。ネット配信においてコンテンツの複製と公衆送信とを分けた運用は実効性に疑問があり、文部科学省管轄の大学におけるオンライン授業に公表された著作物を使用するうえでも適格性は見いだせない。
- (注9) 自動公衆送信とは、公衆送信のうち公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く(著作権法2条1項9号の5)。
- (注10) ウェブキャスト機関とは、音、影像、若しくは、影像及び音、又は、それらを表すものを公衆に向けて送信すること、並びに、送信のコンテンツの収集及び予定作成を主導し、かつ、責任を有する法人をいう(放送機関の保護に関する条約に対するウェブキャストに関する附属書案2条(b))。
- (注11) 情報通信審議会・前掲注(1)19~26頁。
- (注12) 情報通信審議会・前掲注(1)17頁、18頁、24頁。
- (注13) 情報通信審議会・前掲注(1)30~62頁。
- (注14) 情報通信審議会・前掲注(1)63~85頁。
- (注15) 最三判平23.1.18平21(受)653民集65巻1号121頁。
- (注16) 最一判平23.1.20平21(受)788民集65巻1号399頁。
- (注17) 知財高判平24.1.31平23(ネ)10009号、http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/

- 953/081953_hanrei.pdf、(2020.8.25 アクセス)。
- (注 18) 知財高判平 24.1.31 平 23 (ネ) 10011 号、http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/954/081954_hanrei.pdf、(2020.8.25 アクセス)。
- (注 19) この定義は電気通信役務利用放送法 2 条 1 項によるものであるが、電気通信役務利用放送法は「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」(有線ラジオ放送法)、有線テレビジョン放送法とともに放送法に吸収統合され、廃止されている。
- (注 20) IP マルチキャスト放送をインターネットが優勢であるとして有線放送としたのは、権利処理との関わりがある。それは、放送または有線放送の延長で IP マルチキャスト放送を位置づけることにより、改めて権利処理をする必要がないとすることによる。ただし、それは、IP マルチキャスト放送がインターネットを有線であるとしストリーミング形式によるものとするところにある。しかし、インターネットは有線に限定する必要はないし、IP マルチキャスト放送のオンデマンド形式が未解決になっている。
- (注 21) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会 (IP マルチキャスト放送及び罰則・取締り関係) 報告書』2～3 頁 (2006.8)。
- (注 22) 知的財産戦略本部『知的財産推進計画 2006』89 頁 (2006.6.8)。
- (注 23) 「放送機関の保護に関する条約の改訂基本草案 更新版 (日本提案)」(SCCR/24/3) 2～3 頁。
- (注 24) 中島芳人「WIPO における著作権関連の動きについて」特技懇 280 号 73～75 頁 (2016.1.29)。
- (注 25) 放送条約への対応のあり方、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/009/05081001/001/002.htm、(2020.8.25 アクセス)。
- (注 26) 前掲注 (25)。
- (注 27) 前掲注 (25)。
- (注 28) 総務省『通信・放送の在り方に関する懇談会 報告書』5 頁 (2006.6.6)。
- (注 29) 清水直樹「情報通信法構想と放送規制をめぐる論議」レファレンス、平成 20 年 11 月号 70 頁 (2008)。
- (注 30) 総務省『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書』33～34 頁 (2007.12.6)。
- (注 31) 児玉晴男「包括的なユビキタスネット法制における開示/不開示情報の構造とその権利の性質」情報通信学会誌 28 巻 3 号 1～12 頁 (2010)。
- (注 32) 児玉晴男=鈴木一史=柳沼良知「オンライン授業のコンテンツ開発とそのプラットフォーム」情報科学技術フォーラム講演論文集・第 4 分冊 149～152 頁 (2015)。
- (注 33) OUIF は、放送授業のコンテンツは放送法 4 条が考慮されるが、オンライン授業のコンテンツでは放送法 4 条が考慮されていない。ウェブキャスティングコンテンツは、放送授業とオンライン授業とのシームレスなコンテンツの制作・著作の観点が求められる。
- (注 34) 例えば BS フジ「プライムニュース」は放送とネット同時配信をしているが、その放送コンテンツは全く同じ視聴覚の表示の状態ではなく、「ブルムバーグ・マーケット・ニュース」に関しては音声のみのライブ配信になっている。
- (注 35) 児玉晴男「オンライン講義の公開に関する知的財産権管理」情報通信学会誌 32 巻 1 号 13～23 頁 (2014)。
- (注 36) OUIF は、基幹放送の計画的な普及および健全な発達を図るために定める基幹放送普及計画において、学園の衛星基幹放送については大学教育放送を行うものである (放送法 91 条)。
- (注 37) OUIF は、放送大学を設置し、当該大学において、放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人 (私立学校法 3 条) になる (放送大学学園法 3 条)。
- (注 38) 「有形的媒体への固定」(fixation of tangible media) を「著作権のある著作物」(copyrighted works) の保護要件とする米連邦著作権法は、著作隣接権 (neighboring rights) の概念を有しないことから、著作隣接権者の権利を考慮する必要はない。
- (注 39) オープン大学は、1969 年 4 月 23 日に王室憲章によって設立された英国の大学である。
- (注 40) 国家開放大学は、中央広播電視大学と地方広播電視大学に基づいて形成されている中

国教育部が管轄する大学である。

- (注 41) 韓国放送通信大学校は、1972年3月7日にソウル大学校敷設機関として開校し、1982年2月15日にソウル大学校から分離独立した国立大学である。
- (注 42) Openlearn、<https://www.open.edu/openlearn/tv-radio-events>、(2020.8.25 アクセス)。
- (注 43) BBC iPlayer は、BBC が開発したインターネット経由のテレビ、ラジオ視聴サービスである。2007年12月25日に初めてベータ版がリリースされた。パーソナルコンピュータ等からはウェブブラウザで閲覧する。iOS・Android 向けの無料アプリがリリースされており、他の一部の携帯電話でも閲覧可能である (https://www.bbc.co.uk/iplayer/help/outside_the_uk/、(2020.8.25 アクセス))。
- (注 44) BBC Three の見逃し視聴は、5カ月間である。
- (注 45) BBC Three は、7歳から34歳までをターゲットを目的としたチャンネルであり、2003年2月9日にそれまでのBBC Choice に代わって開局し、2016年2月16日よりオンラインでの配信を開始し、2016年3月31日にデジタル放送を停波しオンライン配信に一本化する。
- (注 46) 英国外からの視聴は、テレビサービスは視聴することができない。ラジオについてはフルサービス利用可能であるが、プレミアリーグなどの一部スポーツ中継はイギリス国外からのライブ聴取はできない。モバイルでは専用の iPlayer アプリで聴取できるほか、TuneIn Radio¹等を介して聴取することも可能である。ほぼ全てのラジオ放送は、ライブストリーミングのみならず過去30日間の放送を遡って聴くことができる。
- (注 47) 2003年通信法は、我が国の情報通信法（仮称）が参考とする法律であり、通信と放送の融合に関する我が国の法律の改正に影響を及ぼしている（鈴木健一「英国の新通信法—メディア融合時代における OFCOM の設立—」レファレンス 73 頁（2004））。
- (注 48) 中国語では、広播である。
- (注 49) 中国語では、信息网络伝播である。
- (注 50) 劉迪「資料 中国テレビ放送関係法」比較法学 34 巻 1 号 230 頁（2000）。
- (注 51) EBS は、KBS から分離・独立したテレビ・ラジオ兼営の公営教育専門局である。EBS は教育番組専門チャンネルとして1981年2月2日に国内向けに開局した KBS 第3テレビジョン、KBS 教育ラジオ（FM 放送）であったが、放送改革で KBS から分離・独立して、1990年12月27日に韓国教育開発院（1980年設立）の附設機関として設立され KBS から KBS 第3テレビジョンと KBS 教育ラジオ（FM 放送）の両系統を移管して放送を開始している。EBS の地上波テレビ放送とラジオ放送の送出は EBS からの業務委託により KBS が担当している。
- (注 52) 例えば OJ 講義の放送授業（TV とラジオ）ではストリーミング形式での提供となり、オンライン授業のネット配信がオンデマンド形式での提供といえる。
- (注 53) 英国では、著作権は copyright になる。
- (注 54) 中国では、著作隣接権のカテゴリーで保護され、図書出版者は専用著作権を享有する（中国著作権法 31 条）。韓国は、我が国と同様に著作権の規定を有し（韓国著作権法 63 条）、出版に限定しない著作物を発行するか複製・電送する権利として排他的発行権の規定を有する（同法 57 条）。
- (注 55) 児玉晴男（中国語訳：牟宪魁）「著作権的构造论——以信息内容的传播利用为目的的著作权的单纯化」知识产权 16 巻 94 号 92～95 頁（中国知识产权研究会、2006）。
- (注 56) 児玉晴男「クラウド環境における著作権と関連権および copyright との相補性」知識財産研究 7 巻 4 号 245～273 頁（2012）。
- (注 57) 中山信弘『著作権法』206 頁（有斐閣、第2版、2014）。
- (注 58) 映画の著作物の著作権の帰属の規定は、放送事業者としての放送大学学園の放送コンテンツの関係にもなりうる（同法 29 条 2 項）。
- (注 59) 教育職員が職務上創作した著作物（印刷教材、放送教材並びに通信指導及び単位認定試験の問題、解答及び解説）については、教育職員としての身分の有無にかかわらず、放送大学学園は、その目的を遂行するため必要な範囲において無償で自由に利用することができる。教育職員がその著作物において使用した当該教育職員の他の著作物についても同様とする（放送大学学園就業規則 38 条 2 項）。この規定は、著作物の利用の許諾といえるが、職務発

明規定の特許法 35 条 1 項の通常実施権の許諾と類似する。

(注 60) WIPO 事務局・隣接権条約・レコード条約解説 (著作権資料協会、1983)。

(注 61) 最一判平 14.4.25 民集 56 卷 4 号 808 頁。

(注 62) 我が国では出版行為は著作隣接権ではなく出版権 (著作権法 79 条～88 条) により保護されるが、出版者の権利として著作隣接権で検討されたことがある (著作権審議会『著作権審議会第 8 小委員会 (出版者の保護関係) 報告書』9～11 頁 (1990.6))。2015 年の出版権 (複製権) を公衆送信権等も付加した出版権 (複製権、公衆送信権等) への改正に至る契機を与えた自炊問題は、出版物のネット配信を考慮した出版者の権利を惹起させるものである。